

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例（平成25年1月15日京都市条例第66号）（教育委員会事務局総務部総務課）

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館においては、利用者の利便性の向上を図るため、障害者等に対して駐車場の使用料を免除し、また、子育ての支援を主たる目的とする団体が当該目的に資する事業を実施する場合の使用料を減額し、又は免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 66 号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第6条の5第1項第11号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴収しない。

第9条中「市長は、」の右に「子育ての支援を主たる目的とする団体が子育ての支援に資する事業を実施するときその他」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)